

答 申 第 77 号
平成29年 2月 9日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市情報公開・個人情報保護審議会
会長 千草 孝雄

精神障害者保健福祉手帳の申請受付および進達事務における対象者の個人情報
を避難行動要支援者名簿作成事務に目的外利用することについて(答申)

平成29年1月4日付け所健管第837号により諮問のありました標記の件
について、別紙の通り答申します。

諮問第77号答申

本件諮問の対象は、精神障害者保健福祉手帳の申請受付および進達事務における対象者の個人情報と避難行動要支援者名簿作成事務に目的外利用することについてです。

避難行動要支援者名簿作成事務については、災害時に支援を要する市民をあらかじめ名簿として作成しておくことにより、災害時において支援を要する方々に対して、迅速かつ適切な援護を実施するという目的の事業であり、公益性が認められます。

当該事業を行うに当たり、精神障害者保健福祉手帳の申請受付および進達事務における対象者の宛名番号を利用し名簿を作成することは、災害時において迅速かつ適切な対応を行うために必要最小限の利用であると認められます。

以上のことから、個人情報の目的外利用を認めます。

個人情報を目的外利用したことの本人通知は、通知を要する対象者が大量であることから省略を認めます。